

6 長 み 第 5 3 6 号
令和 6 年 12 月 27 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長久手市長 佐藤有美

市町村名 (市町村コード)	長久手市 (232386)	
地域名 (地域内農業集落名)	長湫地区 (長湫西、長湫東)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月19日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、所有者が自作したいと考えている農地の割合が20%、現時点で耕作者のいる農地の割合が25%となっている。本市の主要経営体が広く耕作をしているが、耕作箇所が点在しているため作業効率が良くない状態である。稲作を行う後継者の数が少なく、人材の確保や水田の活用方法の工夫が必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要経営体が効率的に農作業ができるよう、段階的に集約化を進め、長く農業が続けられるよう稼ぐことができる農業を目指す。また、主要経営体が耕作する以外の農地については、グループで農業ができるようしくみづくりをすることで、手軽に農業を始められ、さらには地域住民のコミュニティーの形成を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

愛知用水土地改良区岩作工区内草掛地区、東原地区及び丸根土地改良区第一工区、第二工区内の農用地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の中心的な担い手に農地の集約及び集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、将来的には担い手の効率的な営農につながる経営農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
—
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から耕作候補者となりうる者を募集する。本市で取り組むアグリサポート事業を活用し、農楽校や市民農園、営農相談事業による栽培技術の支援、農機具貸出事業による農機具レンタルの支援、農地マッチング支援事業による農地の貸付支援を行う。また、あぐりん村による販路の確保を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託についての情報の周知を行うことで、活用を促す。機械等を持つ者が集まり作業受託ができる環境を整え、それら農業支援サービスの情報を集約し、地域内で共有することで、積極的にサービスを活用できるようにすることで、地域住民で協力して遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--